

2017. 4. 01

著作権による技術的な保護？

弁理士 酒井 俊之

1. 特許出願費用は高いから、著作権で保護を？

随分前になるが、上場企業への技術の売り込み文書を見る機会があった。売り込み文書は、個人から企業まで様々であるが、個人のほぼ9割以上が、知的所有権（著作権）登録による売り込み文書であった。さらに、驚くべきことに、個人の売り込み文書の文面が、案件の名称以外、ほぼ同じであった。これは、民間業者が、『特許出願費用は高いから、著作権で保護を・・・』とのおうたい文句で、個人を騙して、さらに、売り込み文書の講習会を開催しているからであろう。

2. 著作権で技術内容の保護ができるか？

確かに、特許出願費用は、特許事務所に支払う出願書類の作成代は、20～30万、さらに、特許庁での審査費用も、15万程度はかかる。

これを個人が負担する場合を考えると、民間業者の『特許出願費用は高いから、著作権で保護を・・・』との知的所有権（著作権）登録商法で、騙されてしまうのも納得がいく。

ここで騙される手順を整理すると、

- (1) 民間業者は、技術内容を記載した文書や図面を作成するように指示をする。そして、
- (2) 民間業者は、作成された文書や図面を、預かり、文化庁への登録を行う。
- (3) これにより、作成された文書や図面が著作権として保護されたかのように誤解させる。

騙されるポイントは…

- (1) 表現された形を保護する著作権では、技術内容を説明した文書は、言語の著作物として、（技術内容そのものではなく）その文章表現が保護される。同様に、技術内容を説明する際に作成した図面は、図表の著作物として、（技術内容そのものではなく）その図表表現が保護される。すなわち、内容は全く関係なく、子供が書いた作文でも、子供がチラシの裏紙に書いた絵でも、何らかの表現の形になっているものは、著作物として保護されるにすぎない。内容が保護されるわけでないので、別の人間が同じ技術内容を別の文書・図面に表わした瞬間に、全くのコピー以外は、侵害だとは言えないことになる。
- (2) さらに、著作権は、表現物の完成と同時に自動的に発生するので、文化庁への登録は任意である（むしろ、創作年月日を著作物に明記するなどして、文化庁への登録は通常行わない）。
- (3) 最後は、著作権は、自動的に発生しているのに、文化庁への登録により発生したように思わせ、手続費用や権利の維持費用を搾取る。

3. 残念ながら、いちいち騙されていることを教えてくれない

知的所有権（著作権）登録による売り込み文書に対して、売り込みを受けた会社側は、いちいち騙されていることを、説明したり、教えてはくれない。

概ね、『弊社では、外部提案は一切受け付けておりません。』の一言で片づけられて終わりである。気になることがあれば、早めに、弁理士や行政機関（特許庁や各都道府県の知財総合支援窓口）などに相談することが大切であろう。

お問い合わせは「ビジネス会計人クラブ・事務局」へお願いいたします。

B. A. C 『企業再生・整理・再起』支援チーム <http://kigyo-saisei.seesaa.net/>

リスクカウンセラー 細野孟士／中小企業診断士 佐々木文安／弁護士 安達一彦
司法書士 星野文仁／司法書士 原内直哉／社会保険労務士 川端重夫／税理士 宮森俊樹／弁理士 酒井俊之